

害につながるばかりか、請求者の意図が住民投票の運用に反映されうる点において、住民投票の公正を害する恐れさえあるものです。

4 市長意見

最後に、「市長意見」を述べさせていただきます。

私は、本条例の制定に「反対」します。

清水庁舎整備等事業は本市の将来に関わる重要な事項です。「2 新清水庁舎整備に係る意思決定の経緯」で述べたとおり、当事業については、時間をかけて様々な角度から議論を重ね、その過程では広く市民の皆様や専門家の方々の意見を聴取し、意見を集約した上で、議会制民主主義の正当な手続に則り、市議会の議決を経て意思決定に至っております。

憲法では、地方公共団体に執行機関としての長と、議決機関としての議会をおき、長と議員は住民が直接これを選挙すると定められています。そして地方自治法では、それを受けて、長と議会が住民を代表し、それぞれの判断と責任において行政を運営する間接民主主義が定められています。

住民投票条例の制定をはじめとする直接請求は、間接民主主義の補完的制度として、広く住民の総意を的確に把握するために定められている制度です。その補完的役割は十分に理解しておりますが、当事業については、その意思決定に係る経緯において、基本的な方針策定の段階から広く市民の意見を反映し、または直接に対話の機会を設ける手続をとった点において、市民の意見の集約が十二分に図られたものであり、その意見の集約を踏まえて、市議会における意思決定が既に為されている案件です。

このことを踏まえると、当事業の意思決定に関して、その民主制を補完すべき事項とまでは言えず、住民投票にはなじまないと考えます。

なお、「3 住民投票条例案の問題点について」で触れたとおり、住民投票が実施された場合に、大部分の住民の意思を確認できるような投票率や得票率の成立要件の設定がないまま、議会制民主主義の手続に基づいた意思決定を覆す可能性があることも大きな問題だと考えます。

以上が私の意見です。

私はかねてより「清水の再生なくして、静岡の発展なし」と訴え続けてきました。請求者の皆様がよりよい清水のまちを作っていきたいという熱い思いを持っていらっしゃることは、行政の代表者として心強く思っております。

これからも、清水のまちづくりにつきましては、引き続き市民の皆様と対話を重ね、港町の